

雇児発0329第5号
平成24年3月29日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「里親支援機関事業の実施について」の一部改正について

標記については、平成20年4月1日付雇児発第0401011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親支援機関事業の実施について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙) 「里親支援機関事業の実施について」の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第0401011号 平成20年4月1日</p> <p>【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331015号 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第4号 <u>【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第5号</u></p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">里親支援機関事業の実施について</p> <p>社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親委託を推進するためには、里親制度に対する国民の理解を深めるとともに、里親を育成し、支える体制の整備を図ることが重要となっている。 このため、里親制度の普及促進や、里親研修の実施、子どもの委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援などの業務を総合的に実施するため、別紙のとおり「里親支援機関事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。 なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0401011号 平成20年4月1日</p> <p>【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331015号 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第4号</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">里親支援機関事業の実施について</p> <p>社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親委託を推進するためには、里親制度に対する国民の理解を深めるとともに、里親を育成し、支える体制の整備を図ることが重要となっている。 このため、里親制度の普及促進や、里親研修の実施、子どもの委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援などの業務を総合的に実施するため、別紙のとおり「里親支援機関事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。 なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

(別紙)

里親支援機関事業実施要綱

第1 (略)

第2 実施主体及び里親支援機関の指定

1 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は第3に掲げる事業内容の全部又は一部について、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO等、当該事業を適切に実施することができる者と認められた者に委託して実施できることとする。

2 里親支援機関の指定

都道府県は、第3に掲げる事業を実施する際、委託先を里親支援機関として指定することができる。

この場合、都道府県は、所管区域外において第3に掲げる事業を適切に実施することができる者と認められた者についても、里親支援機関として指定することができる。

なお、第3に掲げる事業の委託を行うか否かにかかわらず、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設又は乳児院については、その有する里親支援に関する役割を明示するため、里親支援機関に指定することが望ましい。

3 留意事項

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）の施行により、都道府県が行わなければならない業務として、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第11条第1項第2号へに「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定され、同条第4項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができる者と認められた者に委託することができることとされている。また、法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定されている。

第3 事業内容

1 (略)

2 里親委託推進・支援等事業

(1) (略)

(2) 事業の実施体制

この事業の実施に当たっては、里親委託等推進員を配置するとともに、関係機関と連携し里親委託等を円滑に進めるため、都道府県の単位及び児童相談所の単位において、里親委託等推進委員会を設置することとする。

① (略)

② 里親委託等推進委員会の設置

ア 里親委託等推進委員会は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推

(別紙)

里親支援機関事業実施要綱

第1 (略)

第2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は第3に掲げる事業内容の全部又は一部について、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO等、当該事業を適切に実施することができる者と認められた者に委託して実施できることとする。

なお、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）の施行により、都道府県が行わなければならない業務として、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第11条第1項第2号へに「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定され、同条第4項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができる者と認められた者に委託することができることとされている。また、法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定されている。

第3 事業内容

1 (略)

2 里親委託推進・支援等事業

(1) (略)

(2) 事業の実施体制

この事業の実施に当たっては、里親委託等推進員を配置するとともに、関係機関と連携し里親委託等を円滑に進めるため、里親委託等推進委員会を設置することとする。

① (略)

② 里親委託等推進委員会の設置

ア 里親委託等推進委員会は、里親委託等推進員、児童相談所の里親担当

進員、施設の里親支援専門相談員及び里親により構成し、必要に応じ学識経験者等に対し本委員会への参加を依頼すること。

イ～エ (略)

(3) 及び (4) (略)

第4 及び第5 (略)

第6 その他

里親支援及び里親委託等推進方策の向上を図るため、公益財団法人全国里親会においても、里親委託等推進委員会を設け、地域の里親会や里親支援機関、児童相談所等を対象に調査を行い、里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託等の好事例集、困難事例集、マニュアル、里親研修資料等の作成・提供を行うので、協力・連携を願いたいこと。

職員、里親及び施設の職員により構成し、必要に応じ学識経験者等に対し本委員会への参加を依頼すること。

イ～エ (略)

(3) 及び (4) (略)

第4 及び第5 (略)